

国土審議会土地政策分科会特別部会について

1. 趣旨

人口減少や超高齢社会を迎える我が国において、バブル期以降の地価の下落や地縁・血縁関係の希薄化等により資産としての土地に関する国民の意識が低下する等社会的状況が変化中、所有者不明土地（所有者の所在の把握が困難な土地）が発生している。

こうした所有者不明土地が存在することで、公共事業や民間の事業においてその土地を取得・利用しようとする際に、所有者の探索等に多大な時間とコストを費やすことが強いられており、特に市町村が公共事業を実施しようとする場合に直ちにその土地を使えないという状況も生じている。

更なる高齢人口の増加が進む我が国の人口動態を踏まえれば、今後大量の相続が発生する時期を迎える中で所有者不明土地が一層増加することが見込まれることから、所有者不明土地問題の当面の対策に関する制度の方向性等について、喫緊の政策課題として早急に検討を行う必要がある。

加えて、こうした状況の背景には、地価の高騰等を前提とする現在の土地に関する制度が必ずしも上述のような社会的状況の変化に対応できていないことが考えられ、（憲法で保障されている）財産権との関係にも留意しつつ、土地所有権と公共の福祉との関係や土地所有者の責務など土地に関する権利のあり方についても検討を行う必要がある。

このため、国土審議会土地政策分科会に特別部会を設け、喫緊な課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等について検討を行うとともに、中長期的課題としての人口減少社会における土地制度のあり方について検討を行うこととする。

2. 当面のスケジュールについて

12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間とりまとめを行う。

3. 特別部会の庶務について

- (1) 国土交通省土地・建設産業局企画課において処理する。
- (2) 会議は公開とし、議事概要及び配布資料についても原則公表する。

特別部会設置要綱

平成29年8月29日決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、土地政策分科会に特別部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

2. 部会は、喫緊の課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等に関する事項及び中長期的課題として人口減少社会における土地制度のあり方について調査審議し、その結果を土地政策分科会に報告する。

(庶務)

3. 部会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局企画課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

5. この要綱は平成29年8月29日から施行する。

ワーキンググループの設置について

1. 趣旨

所有者不明土地に関する制度の方向性等に関する事項及び人口減少社会における土地制度のあり方について検討を行うにあたっては、土地所有権と公共の福祉との関係や土地所有者の責務など土地に関する権利のあり方についても検討を行う必要がある。

特に、財産権及び所有権、公共の福祉等に関して、憲法・民法等における考え方など、法制的な観点を踏まえつつ検討を行っていく必要がある。

そのため、国土審議会土地政策分科会特別部会の下に、課題・論点等について法制的な観点から集中的に検討することを目的に、学識者によるワーキンググループを設置する。

2. 会議

- (1) 会議は、部会長が開催し、出席者は委員の中から部会長が指名する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- (3) 会議は非公開とし、議事概要及び配付資料は原則として公表する。

3. 雑則

その他、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。